

参加者の有無を確認する公募手続に係る公示

令和 6 年 7 月 10 日

生駒市長 小 紫 雅 史

1 公募の趣旨

本業務は、令和 6 年度から開始する森林環境税の課税を踏まえ、森林環境譲与税の用途について説明責任を果たすとともに、令和 5 年度に策定した生駒市森林整備に係る取組方針に掲げた施策を推進していくため、専門的な知見を持つ地域林政アドバイザーの活用により、本市森林行政に係る施策の推進体制の強化を図るものである。

森林整備に関する専門的知見を必要とするため、特定の者を相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても 4. の公募要件を満たすと認められる者がいない場合、公募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続に移行する。

なお、4. の公募要件を満たすと認められる者がいる場合は、競争入札又はその他の競争手続（以下「競争入札等」という。）を実施する予定である。

2 請負契約等の概要

(1) 業務件名

生駒市地域林政アドバイザー業務

(2) 業務内容

ナラ枯れ防除・危険木伐採業務の助言、指導

里山林の整備に係る事業体への指導・境界明確化活動の準備

森林 GIS 及び林地台帳システムのデータ更新

森林資源の利活用に係る支援業務

その他関連業務

(3) 履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

3 参加資格

参加意思確認書を出す者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 生駒市より入札参加停止措置等を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手続の結果行うこととなった競争入札等の手続期間において、入札参加停止措置等を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。

4 公募要件（以下を参考に必要な要件を設定すること）

- (1) 生駒市民税（法人・個人）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (2) 奈良県または奈良県に類似する県において、地域林政アドバイザー業務を実施した実績を有すること。
- (3) 以下のいずれかに該当する技術者（地域林政アドバイザー）が 2 名以上在籍していること。
 - (ア) 森林総合監理士登録者又は林業普及指導員資格試験合格者（林業改良普及員及び林業専門技術員を含む）
 - (イ) 技術士（森林部門）
 - (ウ) 林業技士

5 手続等

- (1) 本公示に係る資料の配布期間、配布場所及び配布方法等
 - ① 配布期間
令和 6 年 7 月 10 日～令和 6 年 7 月 26 日までの 8 時 30 分から 17 時 15 分まで（閉庁日を除く。）
 - ② 配布場所
 - (1) 生駒市ホームページにおける掲示
 - (2) 市役所現地における配布
生駒市地域活力創生部農林課
所在地 奈良県生駒市東新町 8 番 38 号 生駒市役所 2 階 25 番窓口
電話 0743-74-1111(内線 2160)
担当 前川
 - ③ 配布書類
仕様書、参加意思確認書
- (2) 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法
 - ① 提出期間
上記 (1) ①に同じ
 - ② 提出場所
上記 (1) ②に同じ。
 - ③ 提出方法
応募者は、「参加意思確認書」に請負契約等の履行に必要な要件を満たすことを証する書類を

作成・添付し、提出期限までに直接持参又は郵送すること。

なお、参加意思確認書等を郵送する場合は提出期間中に必着しなければならない。

(3) その他

- ① 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。
- ② 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果を通知する。
- ③ ②の通知で、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、生駒市長に対して、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

6 問い合わせ先

生駒市地域活力創生部農林課

所在地 奈良県生駒市東新町 8 番 38 号 生駒市役所 2 階 25 番窓口

電話 0743-74-1111(内線 2160)

担当 前川

7 その他

- (1) 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務の競争入札等を中止する場合がある。
- (2) 提出書類は、生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となります。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があります。

なお、本参加意思確認手続及び参加意思確認手続後に行う受託(候補者)特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とします。